第５章　災害復興関連施策

第１節　大雨災害関連の支援

１　被災事業者応援助成金

令和５年７月 12 日からの大雨等により、事業所等に被害を受けた個人事業主を含む中小企業者を支援するため、被災した事業者が市内で事業の復旧と継続のために要した経費の２分の１（上限５万円）を助成するもの。（実績：７件）

２　災害復旧事業

(1)　林道災害復旧事業

大雨災害の発生に対し、緊急復旧することにより、二次災害の未然防止と林道施設の保全を図り、林業の振興に資する。

【大雨災害にかかる事業実績（令和８年３月 31 日現在)】　（単位：千円）

		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
事業区分	細節	路線数	事業費	路線数	事業費	路線数	事業費
国補助林道災害復旧事業費（現年災）	測量・設計	1	2,200	—	—	1	4,400
	工事	—	—	(1)	(5,658)	—	—
県単林道整備事業費	測量・設計	5	8,731	—	—	1	990
	工事	—	—	4	13,871	(4)	(26,713)
林道維持管理事業費	修繕	23	26,361	—	—	9	5,529

（※括弧は繰越事業）

(2)　農地災害復旧事業

農地等の被害は一般社会生活の安定にまで影響する一方、災害の発生は予見できず、復旧費用は莫大で、農家等のみで復旧させることは困難であることから、国は昭和 25 年に確立された復旧事業の補助制度（暫定法）、昭和 37 年に制定された激甚災害に関する制度(激甚法)などを活用し、災害復旧を支援している。

高岡市においては、国の支援の活用と合わせて、災害基準に達していないなど国の支援の対象とならない農地等の災害復旧を市単独事業として支援している。

また復旧にあたっては、受益のある個人や団体も費用の一部を負担している。

【令和５年７月 12 日からの大雨災害にかかる事業実績（令和８年３月 31 日現在)】

事業区分＼年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度
			件数	件数	件数
国補助	農業用施設		0	1	0
	農地		0	2	0
市単独	農業用施設	工事	0	1	0
		修繕	13	5	9
	農地	工事	0	0	0
		修繕	10	１９	2

（※括弧は繰越事業）

【令和７年８月６日からの大雨災害にかかる事業実績（令和８年３月 31 日現在)】

事業区分＼年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度
			件数	件数	件数
国補助	農業用施設				0
	農地				2
市単独	農業用施設	工事			0
		修繕			２４
	農地	工事			0
		修繕			１２

第２節　令和６年能登半島地震関連の復興支援

１　被害にあった施設・設備等の復旧や復興に向けた新規投資等への支援

(1)　伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）

市内に本社、支社、営業所、事業所等を有し、経済産業省において実施する伝統的工芸品産業支援補助金(災害復興事業)に採用され、当該補助金の確定を受けた事業市に対して本市独自の上乗せ補助するもの。

(2)　災害対応資金の要件緩和（再掲）

被害を受けた市内の中小企業者に対し、低利率の融資を実施。

融資限度額：2,500 万円

保証利率：年 0.35～1.05％（市が全額補給）

融資利率：年 1.6％以内

返済期間：10 年以内

※「緊急災害短期保証【信用保証協会】」の融資分について借換え可能

(3)　企業立地助成金の拡充（再掲）

令和６年能登半島地震による建物の倒壊や設備損壊等により、被災された企業において、建屋の立て直しや機械装置の更新等、早急な事業復旧に向けて、高岡市産業集積促進助成措置に「被災企業枠」を追加拡充した。

(4)　賑わい集積開業等支援事業（拡充）

能登半島地震により被災した事業者（市内・市外問わず）等の事業再開を促進するとともに、被害の大きい伏木・吉久の復興を支援するため、市内で移転や開業等をする場合に、賑わい集積開業等支援事業の補助率、限度額を上乗せするもの。

【拡充内容】

ア　一般店舗出店者への支援

＜中心市街地＞

改装費補助：３分の２（上限 75 万円）※重点支援区域内上限 100 万円

※市外からの転入の場合は、上限 200 万円

＜観光地周辺（勝興寺・吉久エリア）＞

改装費補助：４分の３（上限 200 万円）

※市外からの転入の場合は、上限 300 万円

＜観光地周辺（勝興寺・吉久エリア以外）＞
改装費補助：３分の２（上限 75 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 200 万円
＜都市機能誘導区域内（伏木）＞
改装費補助：４分の３（上限 200 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 300 万円
＜都市機能誘導区域（伏木以外）＞
改装費補助：３分の２（75 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 200 万円
＜大規模店舗（出店面積が 250 ㎡以上で常勤従業員数が４人以上の小売業、飲食サービス業）＞
改装費補助：３分の２(上限 1,000 万円)※重点支援区域内のみ

イ　オフィス出店者への支援
＜中心市街地＞
改装費補助：３分の２（100 万円）※市外からの転入の場合は、上限 200 万円

ウ　物件購入者への支援（賃借により営業している店舗の取得を含む）
＜中心市街地＞
店舗取得費・建設費補助：３分の１（上限 200 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 300 万円
＜観光地周辺（勝興寺・吉久エリア）＞
店舗取得費・建設費補助：５分の２（上限 300 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 400 万円
＜観光地周辺（勝興寺・吉久エリア以外）＞
店舗取得費・建設費補助：３分の１（上限 200 万円）
※市外から転入の場合は、上限 300 万円

＜都市機能誘導区域内（伏木）＞
店舗取得費・建設費補助：５分の２（上限 300 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 400 万円
＜都市機能誘導区域（伏木以外）＞
店舗取得費・建設費補助：３分の１（上限 100 万円）
※市外からの転入の場合は、上限 300 万円

(5) 災害復旧事業

① 林道災害復旧事業　※R5 年度対応完了

令和６年能登半島地震関連の災害の発生に対し、緊急復旧することにより、二次災害の未然防止と林道施設の保全を図り、林業の振興に資する。

【令和６年度能登半島地震にかかる事業実績(令和８年３月 31 日現在)】　（単位：千円）

		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
事業区分	細節	路線数	事業費	路線数	事業費	路線数	事業費
林道維持管理事業費	修繕	2	3,728	―	―	―	―

② 農地災害復旧事業

主に市北部を中心に被害を確認しており、一部では令和６年度に耕作（水稲）ができるよう応急仮復旧を実施した。

特に国吉・百橋・五十里地内については、被害が甚大で集中しており、災害査定の結果、国補助対象として復旧を実施していく。

【令和６年度能登半島地震災害にかかる事業実績（令和８年３月 31 日現在)】

（単位：千円）

事業区分 ＼ 年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度
			件数	件数	数
国補助	農業用施設		2	4	5
	農用地		0	0	0
市単独	農業用施設	工事	2	0	0
		修繕	0	２１	4
	農用地	工事	0	0	0
		修繕	0	2	１８

（※括弧は繰越事業）

２　復旧・復興に向けた一時的な施設利用支援

(1)　事業つなぎ補助金

令和６年能登半島地震により被害を受けた事業者が、事業所を復旧するまでの間に、高岡市内の土地、工場、店舗等を活用して事業を実施する場合の賃料等の一部を補助するもの。

(2)　SOHO 事業者支援オフィスの要件緩和（拡充）

令和６年能登半島地震により被災し、これまでの事業所において事業継続ができない事業者に対し、事業を継続するための支援の一環として、入居審査を経ることなく、即時、高岡市 SOHO 事業者支援オフィスの使用を認めるもの。

３　能登地域において被災した事業者への支援

高岡イノベーション推進事業（拡充）

能登地方に被災した事業所を有する本市中小企業者等や、能登地方で被災した中小企業者等と連携して取り組む本市中小企業者等が実施する、新商品開発や販路開拓事業について支援するもの。

補助率：３分の２

上限額：ものづくりステップアップ事業支援補助金（新商品開発事業）100 万円
　　新時代販路開拓事業支援補助金（国内見本市等出展事業）　60 万円

４　復旧・復興に向けた計画策定等への支援

中小企業者等専門家派遣活用支援事業（拡充）

市内中小企業者が専門家派遣事業を活用した場合、自己負担分の一部を支援するもの。（富山県小規模事業者事業継続力強化補助金を補助対象に追加）

補助率：２分の１

上限額：10 万円

５　各種支援制度を受けるために必要な証明書の発行

(1)　事業用資産の被災証明書の発行

日本政策金融公庫等の災害融資やなりわい再建補助金、小規模事業者持続化補助金等の各種申請を行う際に必要となる、建物以外（機械設備、車両、駐車場等）の事業用資産に被害があったことを証明する書類を発行。

令和６年６月で罹災証明書の申請受付を終了したことから、７月から発行対象を「建物」を含む形で拡充。

【対象者】　地震により事業用資産に被害を受けた事業者

(2)　売上減少の証明書の発行

小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」の交付申請及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の事業完了期限の延長申請時に必要となる、売上減少を証明する書類を発行。

【要件】

・小規模事業者持続化補助金

公募要領において定められた期間における任意の１か月の売上高が前年同期、または令和２年１月 28 日以前の同期と比較して 20%以上減少していること。

・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

令和６年１月及び２月の任意の１か月の売上高が前年同期と比較して 20%以上減少していること。